**○○○○学級規約**

**第一章　総則**

第１条　この会は，「○○○○学級」（以下「本会」という。）と称する。

第２条　本会は，会員相互の連帯と親睦を深め，互いに磨きあい，高めあうことによって，よい地域づくりを行う活動をすることを目的とする。

第３条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

　　①学級内の相互扶助に関すること。

　　②会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。

　　③その他目的達成に必要な事業に関すること。

第４条　本会の事務所は，○○公民館or学級長宅に置く。

第５条　本会の区域は，笠岡市内とする。

**第二章　会員**

第１条　本会の会員は，本会の区域内の住民と，区域に縁りのある者をもって構成する。

第２条　本会への入会は，入会手続きを要せず，本人の承諾による。

第３条　本会の会費は，その都度実費を徴収する。

第４条　本会を退会しようとするときは，学級長に届け出るものとする。

**第三章　役員**

第１条

　　①本会に，学級長１名，副学級長１名，書記１名，会計１名，監事１名を置く。

　　②役員は，総会において選任する。

第２条

　　①学級長は本会を代表し，本会の業務を執行する。

　②副学級長は，学級長を補佐して本会の業務を執行し，学級長に事故ある時は，その

職務を代行する。

　　③会計は，会の出納事務を処理し，会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

　　④幹事は，本会の会計帳簿及び領収書等の証拠書類を監査する。

第３条

　　①役員の任期は，１年とする。

　　　但し，補欠役員の任期は，前任者の残任期間とする。

　　②役員は，再任することができる。

③役員は，辞任した場合又は任期満了の場合においても，後任者が就任するまでは引き続き，その職務を行う。

**第四章　総会**

第１条　総会は，本会の最高決議機関とする。

第２条　総会は，学級長が招集する。

第３条　総会の議長は，出席した会員の中から選出する。

第４条　総会の議事は，会員の過半数が出席し，議決はその過半数で決する。可否同数のときは，議長が決する。

**第五章　資産及び会計**

第１条　本会の資産は，補助金のみとし，学級長がこれを管理する。

第２条　本会の収支予算は，総会の議決を経て定める。

第３条　収支決算は，総会の承認を得なければならない。

第４条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

**第六章　雑則**

　この規約に定めのない事項で，本会の運営に必要な事項は，学級長が会員にはかり定める。

附則

　この規約は，令和○年○月○日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　この規約が正しいことを証明致します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○年○月○日

○○○○学級　学級長　○○○○　　印